

令和3年2月24日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年第1回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 2 号	令和 3 年度杵築市一般会計予算	- 予算書 1 ページ -
議案第 3 号	令和 3 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算	- 特別会計予算書 1 ページ -
議案第 4 号	令和 3 年度杵築市国民健康保険特別会計予算	- 特別会計予算書 5 ページ -
議案第 5 号	令和 3 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算	- 特別会計予算書 9 ページ -
議案第 6 号	令和 3 年度杵築市介護保険特別会計予算	- 特別会計予算書 13 ページ -
議案第 7 号	令和 3 年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算	- 特別会計予算書 17 ページ -
議案第 8 号	令和 3 年度杵築市水道事業会計予算	- 公営企業会計予算書 1 ページ -
議案第 9 号	令和 3 年度杵築市工業用水道事業会計予算	- 公営企業会計予算書 3 ページ -
議案第 10 号	令和 3 年度杵築市下水道事業会計予算	- 公営企業会計予算書 5 ページ -

- 議案第 1 1 号 令和 3 年度杵築市立山香病院事業会計予算
－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 7 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 2 号 令和 2 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 4 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 3 号 令和 2 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 5 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 4 号 令和 2 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第 5 号）
－ 補 正 予 算 書 9 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 5 号 令和 2 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 4 号）
－ 補 正 予 算 書 13 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 6 号 令和 2 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 3
号）
－ 補 正 予 算 書 17 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 7 号 令和 2 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 4 号）
－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 8 号 令和 2 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第
5 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ ー
- 議案第 1 9 号 杵築市行政組織条例の一部改正について
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ ー

- 議案第 20 号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
－ 議案書 8 ページ －
- 議案第 21 号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正について
－ 議案書 10 ページ －
- 議案第 22 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
－ 議案書 12 ページ －
- 議案第 23 号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
－ 議案書 14 ページ －
- 議案第 24 号 杵築市財政健全化条例の制定について
－ 議案書 17 ページ －
- 議案第 25 号 杵築市国民健康保険条例の一部改正について
－ 議案書 21 ページ －
- 議案第 26 号 杵築市国民健康保険税条例の一部改正について
－ 議案書 23 ページ －
- 議案第 27 号 杵築市介護保険条例の一部改正について
－ 議案書 26 ページ －

議案第 28 号 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

－ 議案書 29 ページ －

議案第 29 号 杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

－ 議案書 55 ページ －

議案第 30 号 杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

－ 議案書 69 ページ －

議案第 31 号 杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

－ 議案書 76 ページ －

議案第 32 号 杵築市野上家条例の制定について

－ 議案書 84 ページ －

- 議案第 33 号 杵築市漁港管理条例の一部改正について
－ 議案書 90 ページ －
- 議案第 34 号 杵築市消防団条例の一部改正について
－ 議案書 93 ページ －
- 議案第 35 号 杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定について
－ 議案書 95 ページ －
- 議案第 36 号 杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者の指定について
－ 議案書 97 ページ －
- 議案第 37 号 市道の路線認定について
－ 議案書 99 ページ －
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度杵築市一般会計補正予算 (第 13 号))
－ 議案書 102 ページ －
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算 (第 4 号))
－ 議案書 103 ページ －

議案第19号

杵築市行政組織条例の一部改正について

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例

杵築市行政組織条例（平成20年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中第16号を第17号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 財産管理活用課

第2条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中第16項を第17項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、同条第11項に次の2号を加え、同項を同条第12項とする。

（6） 土地改良事業に関すること。

（7） 治山林道に関すること。

第2条第10項第5号中「土地改良事業」を「農地保全」に改め、同項第6号を削り、同項を同条第11項とし、同条第9項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 財産管理活用課

（1） 財産の取得、管理及び処分に関すること。

（2） 公共施設の建築及び営繕に関すること。

（3） 企業誘致に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

福祉推進課嘱託医	月額	33,500円
----------	----	---------

」を

「

福祉事務所嘱託医	月額	33,500円
----------	----	---------

」に、

「

こども園歯科医	日額	12,000円
---------	----	---------

」を

「

こども園歯科医	年額	32,000円
---------	----	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（市長の給料月額の特例）

- 2 令和3年3月1日から令和3年4月30日までの間、本則中「574,000円」とあるのは「492,000円」と読み替えるものとする。ただし、杵築市特別職の職員の給与等に関する条例第6条の規定を適用する場合における給料月額については、この限りでない。

（副市長の給料月額の特例）

- 3 令和3年3月1日から令和3年3月31日までの間、本則中「524,000円」とあるのは「458,500円」と読み替えるものとする。ただし、杵築市特別職の職員の給与等に関する条例第6条の規定を適用する場合における給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

議案第 2 2 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和3年10月22日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 23 号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当）

4 職員が次に掲げる作業に従事したときは、第4条の規定にかかわらず、第2条第2号の特殊勤務手当を支給する。

（1） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるもの

（2） 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が別に定めるもの

5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）

(2) 前項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)

6 同一の日において、第4項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。

議案第 24 号

杵築市財政健全化条例の制定について

杵築市財政健全化条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市財政健全化条例

(目的)

第1条 この条例は、杵築市自治基本条例（平成25年杵築市条例第4号。以下「基本条例」という。）第15条に規定する財政運営に関し、基本的な事項を定めることにより、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行い、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 市長は、計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政規律を確保しなければならない。

3 市長は、市民へ財政に関する情報を公表し、透明性を確保しなければならない。

(歳入及び歳出)

第3条 市長は、市税等の確実な徴収に努めるとともに、歳入における安定的な財源を確保するための手法を検討しなければならない。

2 市長は、使用料、手数料等について、受益者に適正な負担を求めるとともに、定期的な見直しを行わなければならない。

3 市長は、歳出全般の事務の見直し及び合理化に継続して取り組まなければならない。

(資産管理)

第4条 市長は、市が保有する公共施設等を長期的な視点から適切に管理するため、公共施設等総合管理計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画に基づき、人口動態、施設の需要予測、

財政状況等を総合的に勘案した上で、資産の計画的かつ効率的な管理に努めなければならない。

(基金)

第5条 市長は、社会経済情勢の急激な変化、災害の発生等による緊急を要する行政需要に対応するため、適当と認められる額を財政調整基金等に留保しなければならない。

2 市長は、将来の財政運営に与える影響を十分考慮し、公共施設等の修繕その他の資金の留保が必要と認められる施策については、基金を設けて計画的に資金の積立てを行うよう努めなければならない。

(地方債)

第6条 市長は、次に掲げる事項に留意し、地方債発行の適否を決定しなければならない。

(1) 将来において市民が負担することの妥当性

(2) 地方交付税措置の有無

(3) 後年度の財政運営に与える影響

2 市長は、一定の期間における地方債発行限度額を定め、議会に報告しなければならない。

3 市長は、毎年度の地方債発行の合計額が当該年度の地方債の償還額を下回るように努めなければならない。

(中期財政収支)

第7条 市長は、毎年度、基本条例第14条に規定する総合計画(以下「総合計画」という。)との整合を図った上で、中期財政収支を策定しなければならない。

2 中期財政収支には、当該計画期間内における次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 普通会計の収支見通し

(2) 基金の残高見込額

(3) 地方債の残高見込額

(4) 財政指標の見込値

(財政規律ガイドライン)

第8条 市長は、健全で持続可能な財政運営に資するため、財政規律ガイドラインを策定しなければならない。

2 財政規律ガイドラインには、総合計画期間内において遵守すべき財政指標の基準値及び当該基準値を満たすための取組等を定めなければならない。

(予算概要及び決算概要)

第9条 市長は、毎年度、当初予算又は当初予算に準じる補正後の予算について、主要な事業の概要及び財政状況の見込みを説明した予算概要を作成しなければならない。

2 市長は、毎年度、決算について、財政指標の確定値を算定し、財政の状況を説明した決算概要を作成しなければならない。

(財務諸表)

第10条 市長は、毎年度、発生主義会計に基づく財務諸表を作成しなければならない。

(公表)

第11条 市長は、第4条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条及び前条の規定による計画等を策定又は作成したときは、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

杵築市国民健康保険条例の一部改正について

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険条例（平成17年杵築市条例第128号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

杵築市国民健康保険税条例の一部改正について

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち

給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、「(当該納税義務者を除く。)」を削る。

附則第8項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第10項及び第11項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

杵築市介護保険条例の一部改正について

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第1条の2 市は、介護を要する状態にある者に対する事業及び被保険者が介護を要する状態となることを予防するための事業のほか、必要な事項を行うことができる。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同条第2項、第3項及び第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

11 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合

計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、「租税特別措置法」とする。

- 12 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 13 第11項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の杵築市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 28 号

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第206条」を「第206条・第207条」に改める。

第1条中「第78条の2第1項、同条第4項第1号、法第78条の2の2第1項並びに法第78条の4第1項及び第2項」を「第78条の2の2第1項第2号、同条第2項第4号、法第78条の4第2項並びに同条第3項第2号」に改める。

第5条第2項中「地域包括支援センター若しくは」を「市、」に、「市」を「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」に改め、同条第3項中「責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない」を「必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第2項中「、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員」を「その他厚生労働大臣が定める者」に改め、

同条第5項第1号中「をいう。」の次に「第50条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第50条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第50条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第50条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第50条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第50条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第50条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第50条第4項第8号及び」を加える。

第15条第2項中「場合等」を「等の場合」に改める。

第33条第9号を次のように改める。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第34条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い

必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の見出し中「解決」を「処理」に改める。

第41条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第62条の17第1項及び第90条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第50条第1項第1号中「専ら」を削り、同項第2号中「交通事情」を「定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情」に改め、同項第3号中「指定夜間対応型訪問介護」を「随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護」に改め、「専ら」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第58条第8号中「重要事項」を「事項」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「の訪問介護員等」を「等の従業者」に改め、同

条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第59条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第62条中「第35条から第40条まで、第42条、第43条」を「第34条の2から第40条まで、第42条から第43条まで」に、「第35条及び第36条」を「第34条の2第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「介護」との次に「、第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護事業者」と」を加える。

第62条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の

1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第62条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第62条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第62条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第62条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底

を図ること。

- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第62条の17第1項中「市の職員」の次に「(市の区域内に指定地域密着型通所介護事業所が所在する場合に限る。)」を加え、「存在する」を「所在する」に、「おいて知見」を「ついて知見」に改め、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、「設けなければ」を「設けなければ」に改める。

第62条の20中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「第43条」の次に「、第45条」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条を「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に、「読み替える」を「、第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「地域密着型通所介護事業者」と読み替える」に改める。

第62条の22中「、第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「第43条」の次に「、第45条」を加え、「第36条に」を「第36条第1項に」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「第62条の5第4項中」を「第45条中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護事業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者」と、第62条の5第4項中「及び第62条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の13第3項」を「、第62条の10第5項、第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第62条の36中「ごとに」を「ごとに、」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第62条の38第1項中「管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第62条の40中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「第43条」の次に「、第45条」を加え、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第36条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の13第3項」を「第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「療養通所介護事業者」と、第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第67条第1項中「又は施設」の次に「(第69条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第68条第2項中「第85条第7項」の次に「、第113条第9項」を加える。

第69条第1項ただし書中「業務」を「職務」に、「できる」を「できるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護

事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることとしても差し支えない」に改める。

第76条第10号中「重要事項」を「事項」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「認知症対応型通所介護事業者」と、第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第85条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型、通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第86条第3項中「第114条第2項」を「第114条第3項」に改め、「、第195条第3項」を削る。

第90条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第103条第10号中「重要事項」を「事項」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第104条第2項を次のように改める。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第111条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の11中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第62条の13第3項」を「第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」

とあるのは「小規模多機能型居宅介護事業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第113条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第113条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの

(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。第114条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第116条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第120条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第131条において準用する第62条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第124条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第125条第7号中「重要事項」を「事項」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第126条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全て

の介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第126条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第131条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「関する規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と」を「第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第62条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」に改める。

第141条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第148条第9号中「重要事項」を「事項」に改め、同条第10号を次のように改める。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第149条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第149条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第152条中「第30条」の次に「、第32条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に、「第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」と」に改め、「第7章第4節」との次に「、第62条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第154条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第154条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第190条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号、第3号及び第4号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第160条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装

置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第161条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第166条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第166条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第171条第8号中「重要事項」を「事項」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第172条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第172条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第174条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第178条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第180条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「関する規程」と、の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を「第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」と」に改める。

第183条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第185条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第189条第9号中「関する重要事項」を「に関する事項」に改め、同条第10号を次のように改める。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第190条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第190条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第192条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「関する規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とを「第45条中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と」に改める。

第205条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、

「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「関する規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「第45条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護事業者」と」に、「第62条の13中」を「第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第206条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第207条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第62条、第62条の20、第62条の22、第62条の40、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）、第118条第1項、第139条第1項及び第158条第1項（第192条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3項及び第42条の2（新条例第62条、第62条の20、第62条の22、第62条の40、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第33条、第58条、第62条の12（新条例第62条の22において準用する場合を含む。）、第62条の36、第76条、第103条（新条例第205条において準用する場合を含む。）、第125条、第148条、第171条及び第189条の規定の

適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第62条、第62条の20、第62条の22、第62条の40、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）及び第62条の16第2項（新条例第62条の22、第62条の40、第83条、第111条、第131条、第152条及び第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第62条の13第3項（新条例第62条の22、第62条の40、第83条、第111条及び第205条において準用する

場合を含む。)、第126条第3項、第149条第4項、第172条第3項及び第190条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第183条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第154条第1項第3号ア及び第190条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、この条例による改正前の杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第183条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第166条の2(新条例第192条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第166条の3（新条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第178条第1項（新条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第174条第2項第3号（新条例第192条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

議案第 29 号

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第93条・第94条」に改める。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「行わなければならない」を「行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改め、「同条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「業務」を「職務」に、「できる」を「できる。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事

業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることとしても差し支えない」に改める。

第28条第11号を次のように改める。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第3項に後段として次のように加える。

この場合においては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 37 条の見出し中「解決」を「処理」に改める。

第 38 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 38 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 40 条を次のように改める。

(地域との連携等)

第 40 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利

用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第51条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提

供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第47条第3項中「第74条第2項」を「第74条第3項」に改める。

第51条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条第11号を次のように改める。

（11） 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を

作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第67条中「第27条、第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)、第39条」を「第32条から第40条まで(第36条第4項を除く。)」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第42条中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と」に改める。

第73条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。第74条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第76条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第82条第8号を次のように改める。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第25条、第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」を「第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5

項を除く。)」に、「第63条及び第64条」を「及び第63条」に改め、「関する規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第42条中「介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」に改める。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第93条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第94条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の杵築市介護保険法に基づく指定地域密着型

介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第38条の2（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第28条、第59条及び第82条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項（新条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項（新条例第67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 30 号

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年杵築市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条・第37条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対

し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の見出し中「解決」を「処理」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なけれ

ばならない。)」を加える。

第35条中「特例介護予防サービス計画費の額」との次に「、第31条中「指定介護予防支援事業者」とあるのは「基準該当介護予防支援事業者」と」を加える。

第36条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第25号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の杵築市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第19条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)

)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 3 1 号

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部改正について

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第35条・第36条」に改める。

第4条第5項中「責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない」を「必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計

画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条第7号を次のように改める。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第34条中「特例居宅介護サービス計画費の額」との次に「、

第33条中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者」とを加える。

第35条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第34条において準用する場合を含む。)及び第16条第28号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則に次の１項を加える。

- 3 令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第６条第２項」とあるのは「令和３年３月３１日までに法第４６条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第６条第１項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第６条第２項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１６条中第３０号を第３１号とし、第２１号から第２９号までを１号ずつ繰り下げ、第２０号の次に１号を加える改正規定は、令和３年１０月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の杵築市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第４条第５項及び第３０条の２（新条例第３４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第２１条（新条例第３４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事

項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第 3 2 号

杵築市野上家条例の制定について

杵築市野上家条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市野上家条例

(設置)

第1条 市民及び観光客の交流を促進し、にぎわいを創出するため、杵築市野上家（以下「野上家」という。）を設置する。

(位置)

第2条 野上家の位置は、杵築市大字南杵築28番地1とする。

(事業)

第3条 野上家は、第1条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) 市民及び観光客の交流に関すること。

(2) その他野上家の設置の目的を達成するために必要なこと。

(管理)

第4条 市長は、野上家の保存及び管理に必要な措置を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

(休邸日)

第5条 野上家の休邸日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第13条第1項に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休邸日を変更し、休邸又は開邸することができる。

4 前2項の規定により休邸日を変更したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(開邸時間)

第6条 野上家の開邸時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第13条第1項に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開邸時間を変更し、延長又は短縮することができる。

4 前2項の規定により開邸時間を変更し、延長又は短縮したときは、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(利用許可)

第7条 野上家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

(1) 野上家の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 野上家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、杵築市行政財産使用料条例（平成17年杵築市条例第84号）に定める使用料を納めなければならない。

(利用許可の取消し)

第10条 市長は、利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき若しくは違反するおそれがあるときは、利用許可を

取り消すことができる。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、野上家の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、前条の規定による原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 野上家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により野上家の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、杵築市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年杵築市条例第55号。以下「手續条例」という。）第2条の規定にかかわらず、指定候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第2項各号の書類の提出を求め、同条例第4条第1項各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により野上家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第7条、第8条及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により野上家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野上家の管理を行うこととされた期間前にされた第7条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた

許可の申請とみなす。

- 6 第1項の規定により野上家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野上家の管理を行うこととされた期間前にされた第7条（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設利用の許可に関すること。
- （2） 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が野上家の管理上必要と認めること。

（指定管理者の責務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる責務を遵守しなければならない。

- （1） 市民及び観光客の交流を促進し、にぎわいの創出を図ることを目的に公平・公正な施設の管理を行うこと。
- （2） 手続条例及びこの条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行うこと。

（利用料金）

第16条 第9条の規定にかかわらず、野上家の管理を指定管理者に行わせる場合には、第14条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に野上家の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第9条の規定による使用料の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(杵築市行政財産使用料条例の一部改正)

2 杵築市行政財産使用料条例（平成17年杵築市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表杵築市大田山村開発センターの項の次に次のように加える。

杵築市 野上家	野上家 (東屋 及び庭 園)	午前9時 から 午後1時 まで	1回 2,200円	1 利用時間が1区間に満たない場合も使用料は、減額又は免除しない。 2 利用時間を延長した場合は、次の区間の1時間当たり料金に延長時間を乗じた額を加算する(1時間未満は、1時間とする。) 3 営利を目的とする場合は、使用料の200%を加算する。
		午後1時 から 午後5時 まで	1回 2,200円	
		午後5時 から 午後9時 まで	1回 4,400円	

議案第 33 号

杵築市漁港管理条例の一部改正について

杵築市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市漁港管理条例の一部を改正する条例

杵築市漁港管理条例（平成17年杵築市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「納入は、納入通知書によらなければならない」を「徴収方法及び納期に関し必要な事項は、規則で定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料等は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第1中

「

岸壁	臨時に使用する船	1隻1回 (24時間まで)	269円	公用船、漁船、救助船及び避難船は、免除する。
	当該漁港を根拠地とする船	1年1総トン	1,000円	

」を

「

岸壁 (係留指定施設を除く。)	臨時に使用する船	1隻1回 (24時間まで)	269円	公用船、漁船、救助船及び避難船は、免除する。
--------------------	----------	------------------	------	------------------------

)				
係留 指定 施設	船長5メー トル未満の 船舶	1月1隻	1,750円	公用船、 漁船、救 助船及び
	船長5メー トル以上の 船舶	1月1隻	2,600円	避難船 は、免除 する。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

杵築市消防団条例の一部改正について

杵築市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市消防団条例の一部を改正する条例

杵築市消防団条例（平成17年杵築市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「623名」を「580名」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 35 号

杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山香温泉風の郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市山香温泉風の郷
- 2 指定管理者となる団体の名称
有限会社ペントハウスクラブ
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県別府市上人ヶ浜町6番24号
- 4 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 36 号

杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市山香温泉風の郷市場

- 2 指定管理者となる団体の名称
大分県農業協同組合

- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県大分市花園三丁目2番10号

- 4 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第 37 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

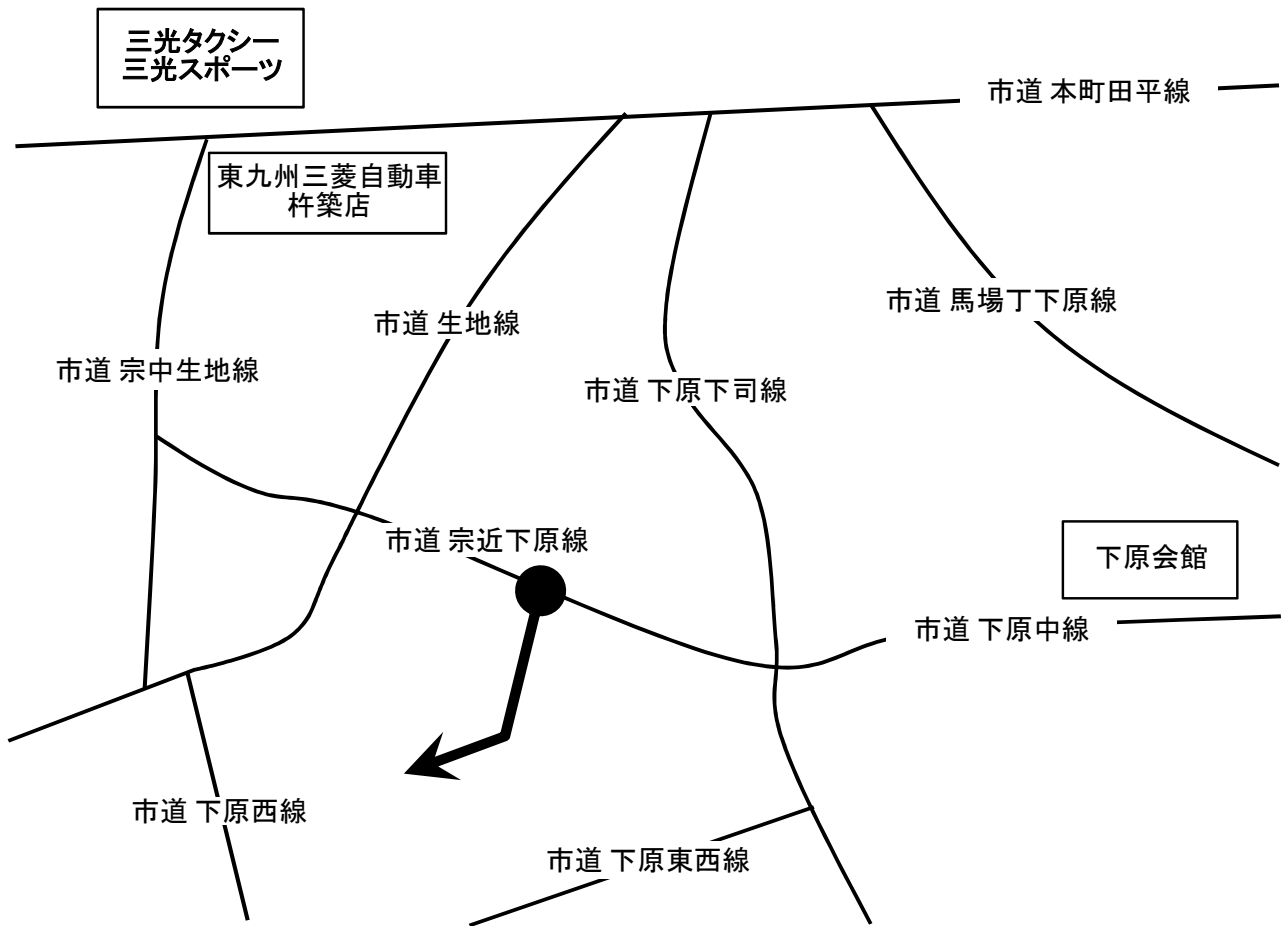
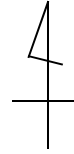
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
下原田代北 線	52.0	4.0～ 6.0	杵築市大字南杵築字田代 1771 番 4 地先 杵築市大字南杵築字田代 1771 番 7 地先	

認定

しもばるたしろきたせん
下原田代北線

L = 52.0m
W = 4.0m ~ 6.0m



報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和2年度杵築市一般会計補正予算（第13号）・・・別冊

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和2年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第4号）

・・・別冊

